

第2章 市民活動推進の現状

1 推進の背景と意義

これまでの社会システムにおいては、行政が公共サービスを提供し、また、企業が商業的サービスを提供してきました。

行政は公共サービスを平等、公平、中立という価値観に基づき、広く誰にも同様のサービスを進めてきました。しかし、行政の提供するサービスは、少子高齢化社会の到来、生活環境の悪化、経済や雇用不安、財政状況の悪化などにより、多種多様化する市民ニーズには答えられなくなってきました。

また、企業もマイナスの経済成長や低成長のなかで、賃金カットやリストラなどにより、厳しい状況が続いています。

このように既存の2つのセクターが時代の変化に対応し切れない状況の中で、新たなセクターが求められています。それが市民活動による新しいセクターであります。

市民活動は、これまで行政のともすれば画一的、均一的になりがちなサービス提供や、企業の利潤追求や市場原理を重視した形とは異なる形でサービスを提供していくことができます。また、自発的にさまざまな問題や市民ニーズを感知し、素早くニーズに対応し、社会の変化に対応した先駆的な試みや、柔軟な対応が期待できます。

市民活動は、阪神淡路大震災を契機に全国的な広がりを見せ、行政では対応できない分野、あるいは、行政が対応しにくい分野に、柔軟に、きめ細かく、迅速に対応できるなどの特性を活かした活動を展開してきました。

本市では、このような市民活動が組織的基盤を確立し、安定的に、かつ継続的な活動を展開できるようになるとともに、市民活動団体を地域社会形成の主体として位置付け、行政のパートナーとして新たな公共の担い手となることが期待されています。

2 藤沢市の取り組み

本市における市民活動推進の取り組みは、2000年（平成12年）9月に発足した藤沢市市民活動推進検討委員会において行なわれ、2001年（平成13年）3月、本市の市民活動の指針となる報告書「藤沢市の市民活動の推進を目指して」が市に提出されています。

さらに、2001年4月に設置された（仮称）藤沢市市民活動サポートセンター開設委員会において、市民活動推進センターの運営及び藤沢市市民活動推進条例の内容についての検討が集中的に行なわれ、同年7月に「（仮称）藤沢市市民活動サポートセンター開設委員会報告書」が市に提出されました。

本市においては、これら報告書をもとに市民活動推進条例と市民活動推進センターの設置について検討を進め、2001年（平成13年）10月1日に藤沢市市民活動推進条例を施行しました。

また、同年12月15日に本市初の公益的な市民活動の拠点施設として市民活動推進センターを開設しました。

市民活動推進センターにおいては、市民活動の推進を図るため、次に掲げる事業を行うことを定めています。

- ・ 推進センターの施設及び設備を利用に供すること。
- ・ 市民活動に関する情報を収集し、及び提供すること。
- ・ 市民活動に関する学習機会及び市民活動を行うものの相互交流の機会を提供すること。
- ・ 市民活動に関する相談を行うこと。
- ・ 市民活動に関する人材育成及び交流を行うこと。
- ・ 市民活動に関する調査及び研究を行うこと。

2005年（平成17年）3月末日現在、市民活動推進センターにおける市民活動団体の利用団体登録の状況としては、297団体が登録されています。また、利用状況としては、開設以来順調な利用者の伸びを記録しており、2001年度（13年度）3,342人（12月15日開設）、2002年度（14年度）延べ18,743人、2003年度（15年度）延べ25,922人、2004年度（16年度）は、延べ28,340人と次第に増加している状況にあります。一日当たりの平均の利用者数は、92.3人が利用されています。

一方、特定非営利活動法人の認証状況としては、2005年（平成17年）3月末日現在県下では、総数約1,200法人が認証されており、その内藤沢市は72法人となっており、横浜市、川崎市に次いで多いという状況です。

3 国、県の状況

（1）国の状況

国は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、市民が行う自由な社会貢献活動の発展を促進することを目的に、特定非営利活動促進法（以下「特定非営利促進法」という。）を、1998年（平成10年）3月に制定し、同年12月1日に施行しました。

その後、2003年（平成15年）5月1日に法律が一部改正され、

- 1 特定非営利活動の種類を追加
- 2 設立の認証の申請手続きを簡素化
- 3 暴力団を排除するための措置を強化

等の規定が盛り込まれました。

追加された特定非営利活動の種類としては、改正前の12分野から新たに5分野が追加されて、17分野となりました。

追加された分野には、経済活動の活性化を図る活動や職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動など、いままではなかった経済活動面での特定非営利活動の促進の意味合いが生じてきました。

改正後の活動分野

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動
- (12) 情報化社会の発展を図る活動
- (13) 科学技術の振興を図る活動
- (14) 経済活動の活性化を図る活動
- (15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (16) 消費者の保護を図る活動
- (17) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

また、経済産業省では、新たに「コミュニティビジネス」を発表し、NPOや企業等を含めた支援策を打ち出しております。

関東経済産業局によると「コミュニティビジネスとは、地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取り組み」と定義しています。

地域住民自らが立ち上がり、コミュニティが抱える問題を解決しようという動きに対応するもので、ここで「ビジネス」と呼ぶのは、活動をより効率的に、かつ始めた以上は責任を持って継続的に、安定的に行うため、いわゆる「ビジネスの手法」を採って、事業として運営するためとしています。NPOは、このコミュニティビジネスを行うのに相応しい組織形態のひとつと考えられています。

地域での新しい課題解決のためのビジネスの場を形成することで、地域における創業機会、地域雇用を拡大する効果が期待され、また、地域住民自らが主導し実践することによって、地域社会の自立・活性化や、地域コミュニティ再生などの効果も期待されます。

(2) 県の状況

県は、ボランティア活動・市民活動を支援するための県直営の施設として、「かながわ県民活動サポートセンター」を1996年（平成8年）4月20日に開設し、ボランティア活動（自主的で営利を目的としない、社会に貢献する活動）のためのスペースとして、打ち合わせや情報収集の場として提供しています。

また、ボランティア活動の独立性、自主性を尊重し、その活動の特性を活かし、市民活動の発展を地方自治の成熟に結びつけることを目的として「かながわボランタリ

一活動推進基金21」を、設けています。

この基金は、ボランティア団体等が、公益を目的とする非営利の事業に自主的に取り組むことを推進していくため、県とボランティア団体等が協働して行う事業への負担「協働事業負担金」や、ボランティア団体等が実施する事業への補助「ボランティア活動補助金」を行うものです。また、他のモデルとなるような活動を行っている団体等には、「ボランティア活動奨励賞」を贈っています。

かながわボランティア活動推進基金21の内容

- (1) 協働事業負担金
- (2) ボランティア活動補助金
- (3) ボランティア活動奨励賞

2004年(平成16年)10月には、県が中心となり、公設市民活動支援施設間をネットワークで結んだ、「NPO・ボランティア相談ネットワークかながわ」を開設し、情報交換や専門家による財務会計やマネジメントのオンライン相談を実施しています。

2005年度からは、NPO等と県との「協働」事業の推進・調整等を図るため、県民部県民総務課に「NPO協働推進室」を発足させました。

さらに、コミュニティビジネスの運営に必要な資金を対象とした新しい融資制度として、NPO法人を対象とし、融資限度額500万円の「コミュニティビジネス支援NPO法人融資」が創設されております。

